JR東海労幹関西地「申」第17号 2 0 1 7 年 1 1 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部関西支社 支社長 大山 隆幸殿

「非常呼び出し時のJR社員による仕業D担務」に関する申し入れ

9月17日及び10月22日、大阪仕業検査車両所では台風による「非常呼び出し」が行われた。通常、仕業班はA班・B班・C班の3班体制だが、この日はもう1班(D班)増やして、4班体制で仕業検査を行った。

仕業班の担務は、1班につきA担当・B担当・D担当の3名チームで構成されており、A担当・B担当はJR(直営)者が担当し、D担当はSEK(外注)社員が担当している。

しかし、この日、増員した仕業班(D班)はすべて非常呼び出しで呼び出されたJR社員で構成され、本来担当するはずのSEK社員が従事するD担当をJR社員が担当した。

JRとSEKはまったく別会社であり、これまで「偽装請負」が問題にされ、連絡体制や責任の区分など明確にされている。それにも関わらず、SEKに区分されている作業をJR社員が担当することは、法律上や安全上も重大な問題があると考える。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

- 1. SEKの作業をJR社員に担当させた理由を明らかにすること。
- 2. 非常呼び出し時のSEKとの契約を明らかにすること。
- 3. JR社員がSEKの作業をした時の連絡体制及び責任の区分を明確にすること。
- 4. SEKの作業には客室検査もあるが、従事したJR社員には「見習い」等の教育が 行われていたのか明らかにすること。
- 5. 客室検査のチェックシート等は使用したのか明らかにすること。

以上